

平成28年度

## 笠間市市街地活性化事業募集案内

募集期間：平成28年6月20日（月）から  
平成28年7月29日（金）まで

### 笠間市

《問合せ》

笠間市都市建設部まちづくり推進課

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

TEL：0296-77-1101

FAX：0296-77-5009

メール：machizukuri@city.kasama.lg.jp

# 笠間市市街地活性化事業補助金募集案内

## 1. 補助事業の趣旨

笠間市市街地活性化対象区域内において、市民等が自主的・主体的に行う、地域の活性化及び地域の振興に資することを目的とした事業に対して「笠間市市街地活性化基金」を活用し、予算の範囲内において笠間市市街地活性化事業補助金を交付します。

## 2. 補助対象者

補助金の交付の対象者は、市街地活性化事業を行う個人、市民等で構成される団体又は法人とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものとします。

- (1) 笠間市から現に補助金を受けていない者。
- (2) 市税等を滞納していない者。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的としない者。

## 3. 市街地活性化対象区域

対象区域は、次に掲げる区域とします。

- (1) 笠間稲荷神社、岩間駅、友部駅、笠間駅をそれぞれ含む地域で、都市計画法第9条8項に規定する近隣商業地域及び同条9項に規定する商業地域。
- (2) 県道稲田停車場線のJR稲田駅から神田橋までの沿線、及び市道(笠)3173号線、市道(笠)3535号線沿線。
- (3) (1)、(2)の区域に隣接する区域のうち市長が認めた区域。

－ P.6～8 別図参照 －

## 4. 補助対象事業及び補助金の額

補助金交付の対象となる事業は、対象区域において観光及び商業振興として実施する景観の整備、空き店舗の活用等市街地活性化の実現を積極的に展開し、まちなかの賑わいづくりに寄与する事業とします。

	ハード事業	ソフト事業
補助対象事業※	市街地活性化事業にかかる施設等の整備または保全のための事業に要する経費	補助金交付を受けたハード事業の実施に係る広報、イベント等の事業に要する経費
	①空き店舗活用事業 空き店舗、空き家、空き蔵等を改装し、商店街のコミュニティー施設として整備	補助金の交付を受けた施設整備の目的を達成するための事業 ・施設のオープンイベント等に要する経費 ・施設紹介広報に要する経費
	②観光・商業施設整備事業 休憩スペース、観光案内所、観光案内板、案内放送設備等の設置	
	③まちづくり拠点整備事業 飲食店、土産物店、農産物加工販売店、ギャラリー、宿泊施設等に係る施設整備	
	④まち並み景観施設整備事業 地域の景観ルール等に基づく景観整備(店舗改装、看板設置、緑化等)	
補助率	補助対象事業費の1/2 ただし、市民等で構成される団体(商店会等)が行う事業で、笠間市市街地活性化事業補助金審査委員会が特に必要と認めた場合は、補助対象経費の4/5以内の額とする	
上限額	3,000万円	300万円

※補助の対象となるのは、補助金交付決定後に着工する事業とし、予算の範囲内で交付決定します

### 5. 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、事業着手前に「4. 補助対象事業及び補助金の額」に定める事業ごとに笠間市市街地活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出してください。

## 6. 補助金の交付決定

笠間市市街地活性化事業補助金審査委員会による審査を経て補助金の交付の可否及び交付額を決定いたします。

## 7. 事業の審査基準

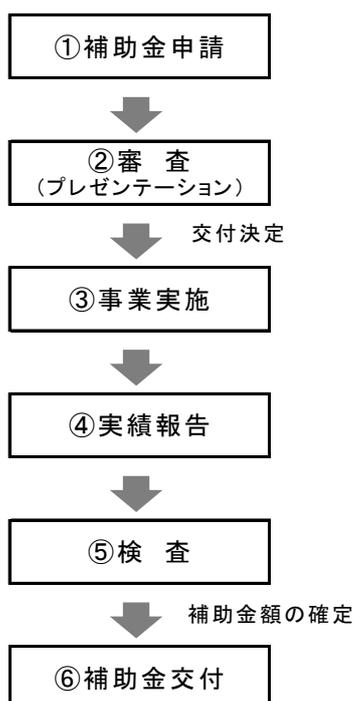
次に掲げる項目について審査を行います。また、必要に応じて、申請者のプレゼンテーションに基づく審査を行います。

- (1) 補助対象事業の目的及び効果
- (2) 補助対象事業における地域資源の活用の状況
- (3) 補助対象事業の公益性
- (4) 補助対象事業の発展性
- (5) 補助対象事業に関する創意工夫
- (6) その他市長が必要と認める事項

## 8. 実績報告

事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して 20 日を経過する日又は平成29年3月27日(月)のいずれか早い日までに、笠間市市街地活性化事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要書類を添えて報告してください。

## 9. 補助金交付の流れ



## 10. 申請書類の受付

### 【受付期間】

平成 28 年 6 月 20 日(月)から平成 28 年 7 月 29 日(金)まで。  
(土曜・日曜・祝日を除く, 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

### 【提出方法】

申請書類は持参してください。

### 【提出先】

笠間市 都市建設部 まちづくり推進課 (12 問合せ先参照)

## 11. 提出書類

### 【申請書類】

- (1) 笠間市市街地活性化事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 位置図(区域, 建物等が分かるもの)
- (3) 計画図
- (4) 見積書の写し
- (5) 納税証明書(未納のない証明)
- (6) 工事着工前の現場写真
- (7) 申請者の概要(別紙 1)
- (8) 事業計画書(別紙 2~6)

### 【提出部数】

正本 1 部, 副本 1 部

### 【応募にあたっての留意事項】

- (1) 提出書類は, 原則として, 日本工業規格 A4 判(縦型綴じ)の規格を使用してください。
- (2) 書類はページ番号を付し, 分散しないよう綴じひも, ホッチキス等で綴じて提出してください。
- (3) 提出された書類の返却はいたしません。
- (4) 応募に関する費用は, すべて応募者の負担となります。

## 12. 問合せ先

笠間市 都市建設部 まちづくり推進課

住 所 : 〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

電 話 : 0296-77-1101 (内線537)

F A X : 0296-77-5009

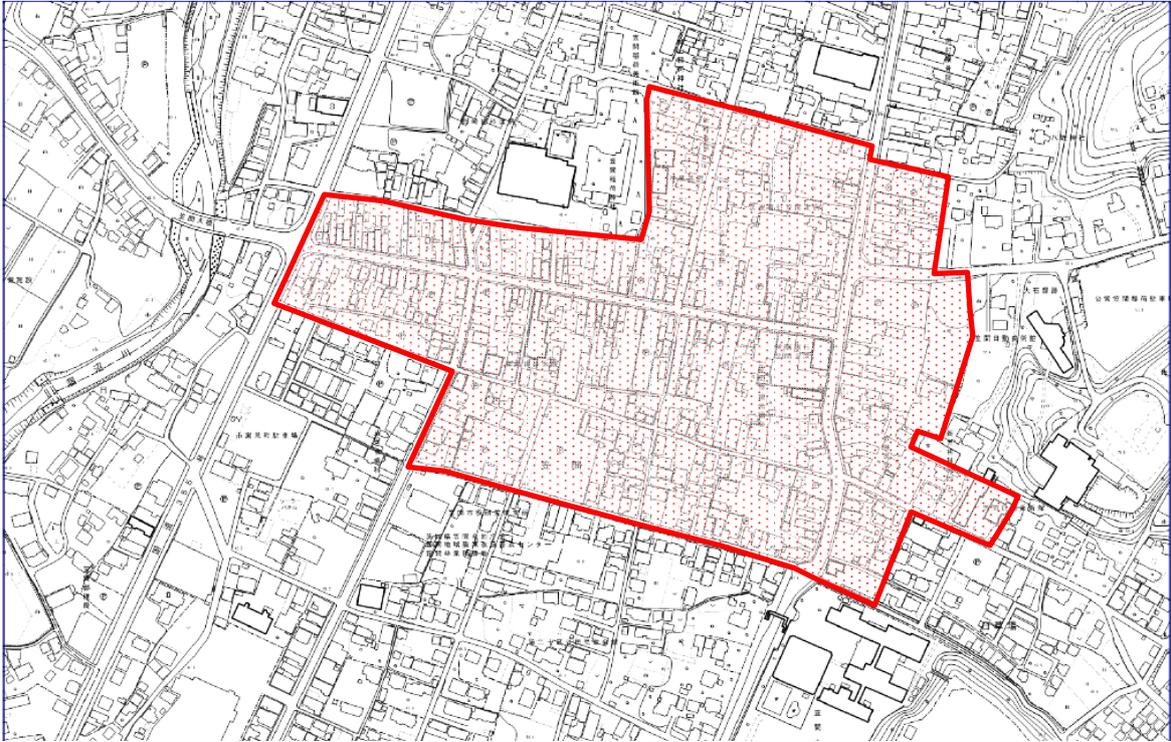
Eメール : machizukuri@city.kasama.lg.jp

ホームページアドレス : <http://www.city.kasama.lg.jp/>

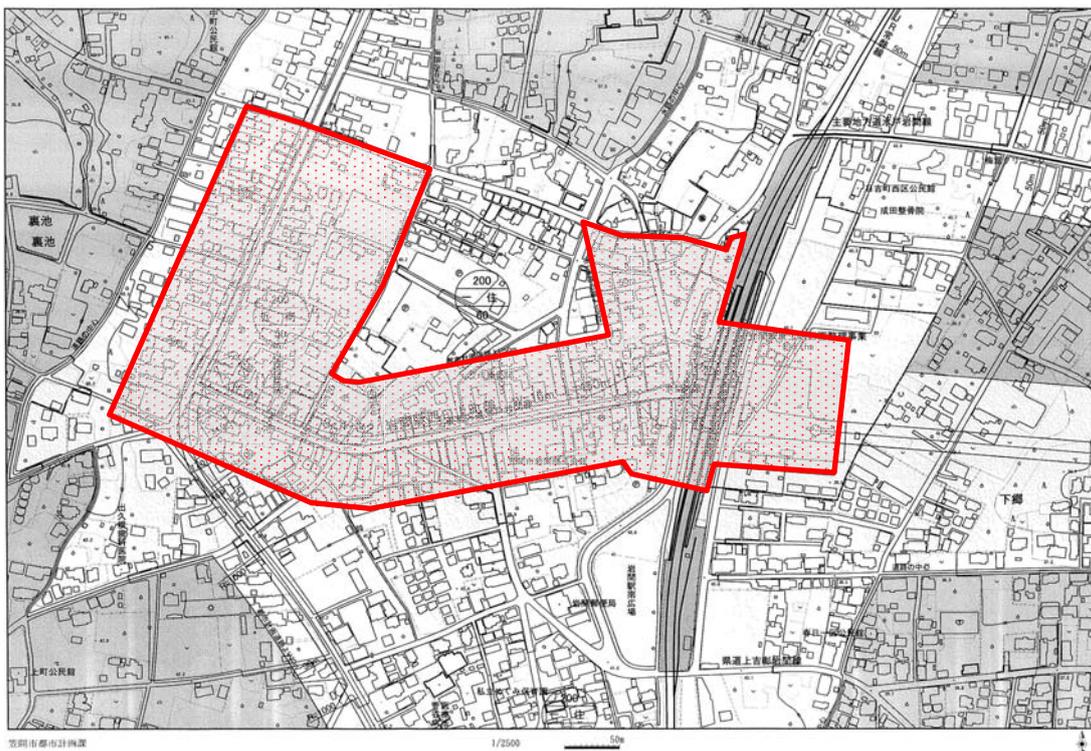
別図

市街地活性化対象区域

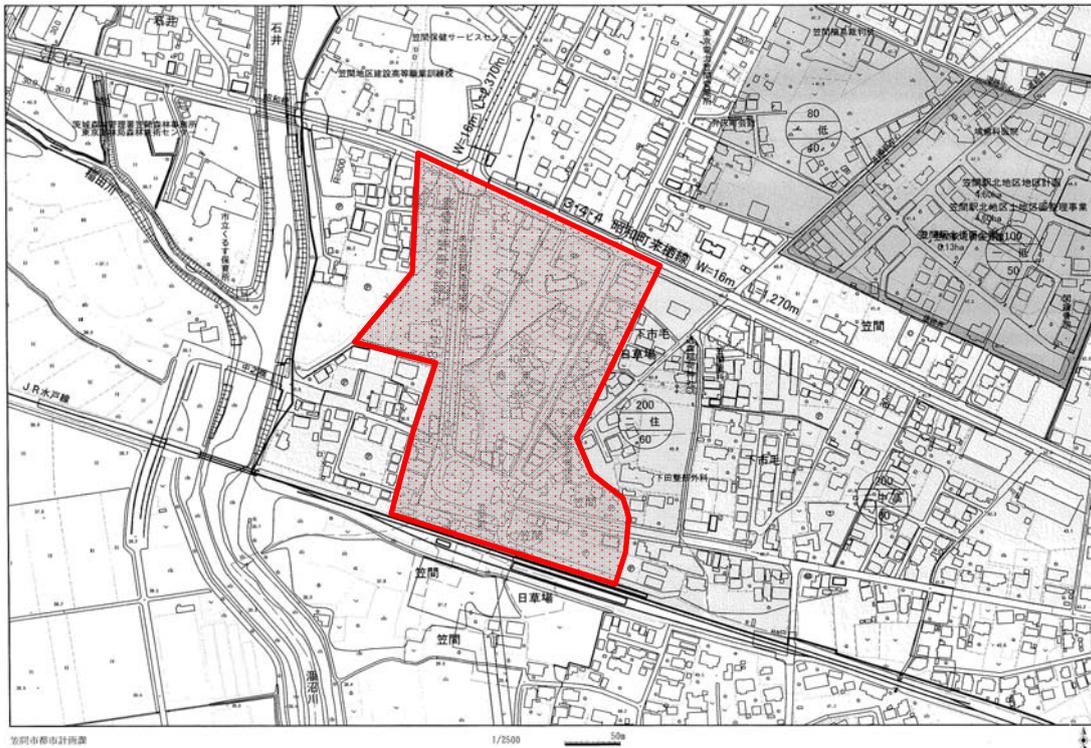
① 笠間稲荷神社を含む区域



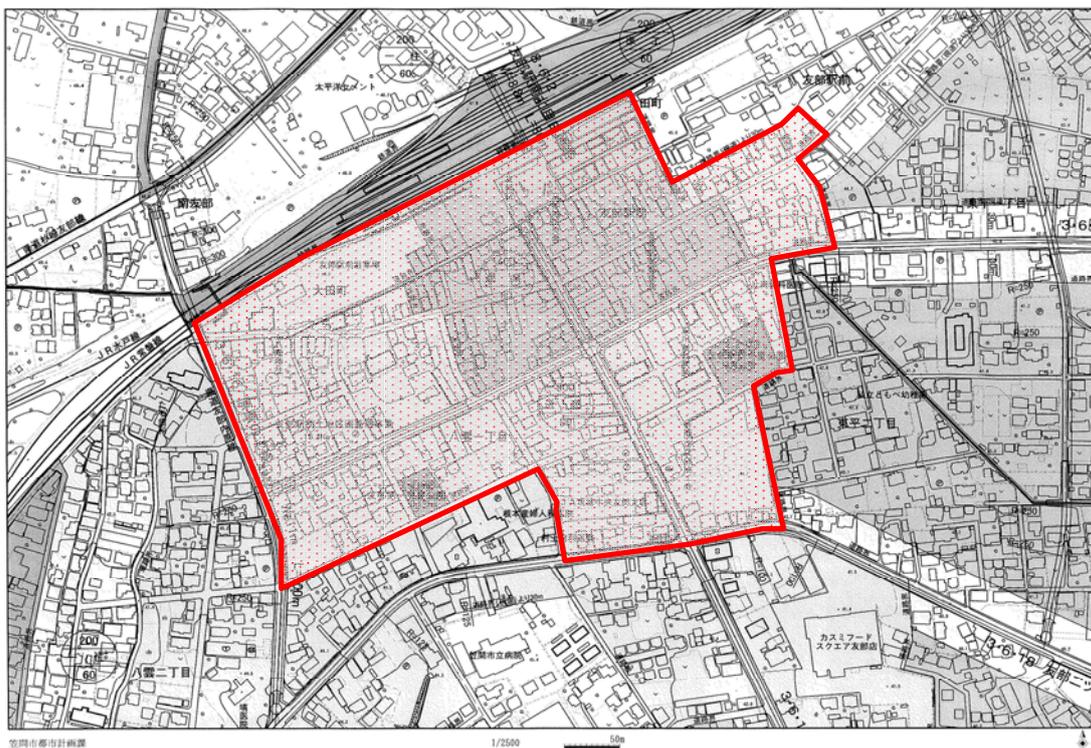
② 岩間駅を含む区域



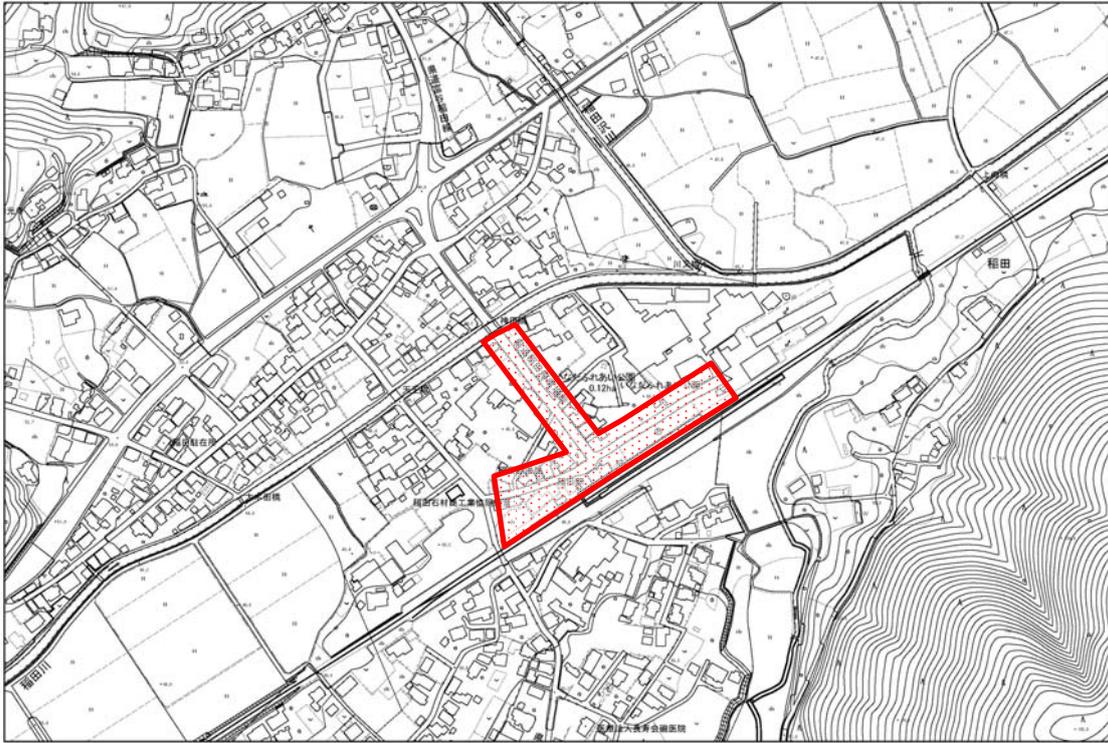
③ 笠間駅を含む区域



④ 友部駅を含む区域



⑤ 稲田駅を含む区域



笠間市都市計画図

1/2500

※ 県道稲田停車場線の JR 稲田駅から神田橋までの沿線及び市道(笠)3173 号線, 3535 号線の沿線が対象